地方独立行政法人堺市立病院機構

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法（次世代法）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、「一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型)」を策定します。

1　計画期間

令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間

2　目　的

・仕事と子育て等ワークライフバランスにも配慮した働きやすい職場環境を整備することにより、すべての職員がその能力を発揮できるようにする。

・職員の業務負担軽減を図り、働き方改革を推進する。

3　目標と取組内容

目標１　心身の健康維持を図るため、業務負担を軽減し時間外勤務の削減を図り、ワークライフバランスを推進する。

（【数値目標】令和５年３月を基準とし、職員の月平均時間外勤務時間を１５％削減する。）

≪取組内容≫

継　続	年次有給休暇の取得促進
継　続	適正配置の検討
継　続	タスクシフティングの推進
継　続	変形労働時間制の運用
Ｒ６年～	医師の働き方改革関連法施行による時間外勤務の削減 （月半ばでの時間外勤務時間数の確認）

目標２　女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を整える。

（【数値目標①】正規職員のうち、男性職員の平均勤続年数を９．０年、女性職員の平均勤続年数を１１．０年とする。）

（【数値目標②】管理職に占める女性労働者の割合を４５％（または２名増）とする。）

≪取組内容≫

継　続	短時間正規雇用医師の採用
継　続	子育てに関する制度と院内保育所・病児保育所の運営の維持
継　続	男性職員の育児参加の促進

≪法に基づく情報公表≫

■男女の賃金差異 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区　分	男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	56.6%
正規雇用	55.7%
非正規雇用	65.8%

■男性労働者の育児休業等の取得状況 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）

育児休業等の取得割合	41.2%